

東京都感染症発生動向調査事業実施要綱

11 衛福結第680号

平成12年3月30日

最終改正 2 福保健感446号

令和2年5月13日

第1 趣旨及び目的

感染症発生動向調査事業については、昭和56年7月から18疾病を対象に開始され、昭和62年1月からは対象疾病を27に拡大するとともにコンピュータを用いたオンラインシステムを導入、以後、順次対象疾病の拡大を図りながら運用されてきたところである。

平成11年4月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）により、本事業が、事前対応型行政を重視した感染症対策の一つとして位置づけられることになった。

これを受け、本事業は、感染症の発生状況の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的として実施するものとする。

第2 根拠法令等

本事業の実施に当たっては、感染症法及び国の定める感染症発生動向調査事業実施要綱に基づくものとする。

第3 対象感染症

この事業の対象とする感染症は、別表1のとおりとする。

第4 実施体制

1 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

地方感染症情報センターは、東京都、特別区及び保健所政令市における患者情報、疑似症情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下同じ。）を収集・分析し、東京都、特別区及び保健所政令市の本庁に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開するために、東京都及び各特別区内に1か所、地方衛生研究所等の中に設置されている。

基幹地方感染症情報センターである東京都健康安全研究センター（以下「健康安全

研究センター」という。)は、東京都全域の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、その結果を各地方感染症情報センターに送付する。

2 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

- (1) 東京都は、定点把握対象の感染症についての、患者情報及び疑似症情報を収集するため、感染症法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。
- (2) 東京都は、定点把握対象の五類感染症についての、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定する。なお、感染症法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。

3 検査施設

東京都内における本事業に係る検体等の検査については、健康安全研究センターにおいて実施する。健康安全研究センターは、検査施設における病原体等検査の業務管理要領（以下「病原体検査要領」という。）に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、令和2年3月31日最終改正。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、本要綱の別記様式8から9、及び11から75を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあつては、検体等を提供する。

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

エ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、管内の患者情報について保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあっては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局健康安全部感染症対策課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

(エ) 健康安全研究センターは、患者が一類感染症と診断されている場合（疑いを含む。）又は東京都域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から求められた場合にあっては、福祉保健局健康安全部感染症対策課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

2 全数把握対象の五類感染症（別表１の７５、８５及び８６に掲げるものを除く。）

(１) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（別表１の７５、８５及び８６に掲げるものを除く。）を届出基準に基づき診断した医師は、国の定める届出基準の別記様式５－１から５－１１、５－１３から５－１５、５－１７から５－２１、５－２４並びに本要綱の別記様式１０を用いて、７日以内に最寄りの保健所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、提供する。

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

エ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、管内の患者情報について保健所からの入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあっては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局健康安全部感染症対策課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

(エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、福祉保健局健康安全部感染症対策課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

3 定点把握対象の五類感染症

(1) 対象とする感染症患者の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、届出基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(ア) 小児科定点

対象感染症のうち、別表１の８８から９９までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、インフルエンザ定点として協力するよう努めること。

(イ) インフルエンザ定点

対象感染症のうち、別表１の１００に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記（ア）で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点とする。

(ウ) 眼科定点

対象感染症のうち、別表１の１０１及び１０２に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。

(エ) 性感染症定点

対象感染症のうち、別表１の１０３から１０７までに掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標ぼうする医療機関（主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

(オ) 基幹定点

対象感染症のうち、別表１の１００に掲げるインフルエンザ（届出基準はインフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定される）、別表１の１０８から１１５までに掲げるものについては、患者を３００人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を二次医療圏毎に１か所以上、基幹定点として指定する。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及

び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるように考慮する。

(ア) 医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。

(イ) アの(ア)により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点とし、別表1の88から99までを対象感染症とする。

(ウ) アの(ア)及び(イ)により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点とし、別表1の100を対象感染症とする。また、インフルエンザ病原体定点を、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。

(エ) アの(ウ)により選定された患者定点の中から眼科病原体定点を選定し、別表1の101及び102を対象感染症とする。

(オ) アの(エ)により選定された患者定点の中から性感染症病原体定点を選定し、別表1の103から107を対象感染症とする。

(カ) アの(オ)により選定された患者定点の中から基幹病原体定点を選定し、別表1の100に掲げるインフルエンザ(入院患者に限る。)、別表1の108から115までを対象感染症とする。

(3) 調査単位等

ア 患者情報

調査単位の期間等は、別表2のとおりとする。

イ 病原体情報

病原体情報のうち、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点に関するものについては、別表1の100に掲げるインフルエンザの流行期((2)のアの(イ)により選定された患者定点あたりの患者発生数が東京都全体で1を超えた時点から1を下回るまでの間)には1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、非流行期(流行期以外の期間)には各月を調査単位とする。その他病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

(ア) 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、届出基準を参考とし、患者発生状況の把握を行うものとする。

(イ) (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、届出基準に従い、それぞれの調査単位の患者発生状況を別記様式2から7に記載する。

(ウ) (イ)の届出に当たっては、感染症法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 病原体定点

(ア) 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。

(イ) 病原体定点は、検体等について、別記様式 1 の検査票を添付し、速やかに健康安全研究センターへ送付する。

(ウ) (2) のイの(イ)により選定された病原体定点においては、別表 1 の 88 から 97 までの対象感染症のうち、調査単位ごとに、概ね 4 症例からそれぞれ少なくとも 1 種類の検体を送付するものとする。

(エ) (2) のイの(ウ)により選定された病原体定点においては、別表 1 の 100 に掲げるインフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む。）について、調査単位ごとに、少なくとも 1 検体を送付するものとする。

ウ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、提供する。

エ 保健所

(ア) 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の 3 日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターに報告する。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

オ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、管内の患者情報について保健所からの入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 健康安全研究センターは、別記様式 1 の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式 1 により保健所、福祉保健局健康安全部感染症対策課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

- (ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
- (エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、福祉保健局健康安全部感染症対策課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。
- (オ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

(2) 疑似症定点の選定

東京都は、関係医師会の協力を得て、国の定める感染症発生動向調査事業実施要綱第5の4（2）に定める基準を満たす医療機関の中から疑似症定点を選定する。また、疑似症定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(3) 調査単位

調査単位の期間等は、別表3のとおりとする。

(4) 実施方法

ア 疑似症定点

(ア) 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。

(イ) 疑似症定点として選定された医療機関は、届出基準に従い、直ちに疑似症発生状況を国の定める届出基準の別記様式6-7に記載する。なお、届出に当たっては、感染症法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 保健所

(ア) 保健所は、疑似症定点から得られた疑似症情報を、随時福祉保健局健康安全部感染症対策課に報告する。

また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターに報告する。

(イ) 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を

提供し、連携を図る。

ウ 福祉保健局健康安全部感染症対策課

福祉保健局健康安全部感染症対策課は保健所から得られた疑似症情報を健康安全研究センターに報告する。

エ 健康安全研究センター

基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての疑似症情報を収集し、汎用サーベイランスシステムに入力する。また、当該情報を分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

5 その他

- (1) 上記の実施方法以外の部分について、必要と認められる場合には、東京都の実情に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくこととする。
- (2) 感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的のために用いてはならない。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。なお、上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の規定に従い行うものとする。
- (3) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて福祉保健局長が定めることとする。

6 特別区及び保健所政令市との関係

東京都は、本事業を実施するため特別区及び保健所政令市と協議し、連携を図るものとする。

附 則

この実施要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成１５年１１月５日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成１６年８月１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成１８年６月１２日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成１９年６月１５日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成２０年１月３１日から施行し、同年１月１日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成２０年７月１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成２２年３月１６日から施行し、同年３月１１日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成２３年２月１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成２３年９月５日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成２５年５月２２日から施行し、同年５月６日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成２５年１０月１４日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成２６年６月１２日から施行し、同年５月１２日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成２６年８月１３日から施行し、同年７月２６日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成２６年９月１９日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成２７年２月２５日から施行し、同年１月２１日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成２７年５月２１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成２８年１月１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成２８年２月１５日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成３０年１月１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成３０年５月１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成３１年１月１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和２年１月１日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和２年２月３日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この実施要項は、令和２年５月１３日から施行する。